

# 義援金に関する税務上の取扱い

平成28年4月の熊本地震により被害を受けられた方を支援するために、熊本県下や大分県下の災害対策本部等に義援金や寄附金（以下「義援金」といいます。）を支払った場合の税務上の取扱いについて、取りまとめました。



## 1. 熊本県下や大分県下の災害対策本部に対して義援金を支払った場合の税務上の取扱い

個人が支払った義援金は、寄附金控除の対象となり、所得税と住民税が少なくなります。  
法人が支払った義援金は、その全額が損金の額に算入され、法人税が少なくなります。

## 2. 日本赤十字社の「平成28年熊本地震災害義援金」口座に対して

### 義援金を支払った場合の税務上の取扱い

個人と法人は、1と同様の税制上の優遇措置の適用を受けることができます。  
ただし、支払った義援金が最終的に地方公共団体に拠出されるものではないものについては、損金として認められる金額に上限があります。

## 3. 募金を取りまとめる団体に対して義援金を支払った場合の税務上の取扱い

最終的にその義援金が国や地方公共団体に拠出されるものであれば、個人と法人は1と同様の税制上の優遇措置の適用を受けることができます。

最終的な拠出先の確認方法としては、寄附を行った際に「預り証」を受け取っているのであればその「預り証」に拠出先の他、税務上の取扱いが記載されているかと思われます。  
あるいは、その団体の義援金募集要綱があれば、その要綱で確認できます。

## 4. 確定申告時添付資料

義援金の証明書類として、原則としては、熊本県下や大分県下の災害対策本部が発行する「受領証」、もしくは募金団体の「預り証」が必要ですが、寄附が郵便振替によるものであれば振込の際の半券、銀行振込であれば振込票などの控をもって、証明書類とすることもできます。

ただしこの場合には、義援金募集要綱の他、募金趣意書、新聞報道、その団体が開設しているホームページの写しなど、義援金を振り込んだ口座が義援金の受付専用口座であることがわかる資料が必要です。

## 5. 寄附金控除の額について



### (1) 個人の寄附金の控除額

個人が国や地方公共団体等に寄附をした場合、寄附金控除として所得控除を受けることができます。寄附金控除は次の通りに計算します。

その年に支出した寄附金の額の合計額-2千円=寄附金控除額

(注) 寄附金の額の合計額は、その年の総所得金額等の40%相当額が限度です。

### (2) 法人の寄附金の損金算入限度額

2でご説明した、支払った義援金が最終的に地方公共団体に拠出されるものではないものは、公共法人、公益法人等のうち、教育又は科学の振興、文化の向上、社会福祉への貢献その他公益の増進に著しく寄与する法人（このような法人を「特定公益増進法人」といいます）に寄附したとして、次の通りに損金算入限度額を計算します。

特定公益増進法人に対する寄附金に係る損金算入限度額(イ)を超えた寄附金は、一般の寄附金として、一般の寄附金に係る損金算入限度額(ロ)を上限として損金に算入することができます。

#### (イ) 特定公益増進法人に対する寄附金に係る損金算入限度額

$$\left( \text{資本金等の額} \times \frac{\text{当期の月数}}{12} \times 0.375\% + \text{所得の金額} \times 6.25\% \right) \times 1/2$$

#### (ロ) 一般の寄附金に係る損金算入限度額

$$\left( \text{資本金等の額} \times \frac{\text{当期の月数}}{12} \times 0.25\% + \text{所得の金額} \times 2.5\% \right) \times 1/4$$

## 社員紹介

## コーナー



入社して3年目になりました。MS5課の中川葵です。趣味はお菓子作りです。日々の業務にも慣れ、今では少し難しい手続きでも臆せず挑戦しているところです。お客様のことを第一に考え、お役に立てる様頑張っておりますのでよろしくお願いいたします。



### 社員からのコメント

内田：席が隣で仕事のサポートや雑用をしてもらうことも多く、いつも助かっています。また、仕事への責任感も強く、頼んだ仕事に対してしっかり取り組もうとする意欲も感じています。まだ、入社3年目。大きな成長に期待です。

深堀：癖のない綺麗な字、仕事の丁寧さ、笑顔が素敵な後輩を持ってプレッシャーを感じています…。協力プレイでお客様にたくさん貢献していきます！ちなみに、プライベートでは天然なので少し安心しています（ふう～）。